

デジタルも「正式な教科書」に、中教審作業部会が案 何が変わる？

有料記事

山本知佳 2025年2月14日 19時00分



国語のデジタル教科書 

デジタル教科書の活用を検討している中央教育審議会（文部科学相の諮問機関）の作業部会は14日、今は教材という位置づけのデジタル教科書を正式な教科書とすることが適当とする中間まとめ案を大筋で了承した。

デジタルの特性を生かして、学習しやすくする狙いがある。

デジタル教科書使うほど「主体的学習」に、授業が課題 中川一史さんが語る →

検討中の学習指導要領の改訂とあわせて、中教審で今後さらに議論する。

作業部会は「デジタル教科書推進ワーキンググループ」で、校長や研究者らが委員。昨年10月から検討を続けてきた。

デジタル教科書は、紙の教科書を電子化したもの。タブレット端末などで利用でき、文字の拡大や音声読み上げなど様々な機能がある。

今の学校教育法では教材という位置づけ。ただ、紙の教科書の代わりに使うことも可能とされている。

国の「GIGAスクール構想」で小中学校に1人1台分の端末が配備されたこともあり、英語は小中の全校に、算数・数学は約6割に無償提供されている。

デジタル教科書の効果は

中間まとめ案では、デジタル教科書について、▽使用頻度の高い子は低い子より授業の理解度が高い▽学力調査の得点向上▽活用を通して授業改善に取り組んだ学校で、習熟度の低い子がなくなった、などの調査研究の成果がある——などと指摘。

また、活用に積極的な学校の教員からは「児童の興味を引き、学力アップにつながる」などの意見がある——などと効果を挙げた。

一方、今の制度では、紙の教科書と同じ内容にする必要がある。例えば算数の問題と解答を分けて表示するといった、デジタルの特性を生かした教科書を作るためにも正式化が適当だとした。

導入時期は、次の学習指導要領の実施時には使えるのが望ましい、とした。次期指導要領は2030年度以降の実施が見込まれている。

正式化すると何が変わる？

正式な教科書になれば、義務教育では無償提供の対象になる。また、学校教育法などに基づき、学習指導要領に照らして適当かどうかなどをみる文科省の検定の対象となる。

教科書検定に関して、中間まとめ案では、対象範囲が今後の検討課題とされた。

デジタル教科書は、動画や外部のウェブサイトなどと直接、接続が可能な半面、それらを教科書とするか教材とするかの線引きが難しいと指摘されてきた。

中間まとめ案では、教科書と教材の「相違点をあらかじめ明確にしておく必要がある」とした。

また、「本文は紙、図形のシミュレーションや音声はデジタル」などと使い分ける「ハイブリッド教科書」の容認▽デジタル教科書の採否や導入学年は各教育委員会などで柔軟に決定——なども盛り込まれた。

作業部会は25年度中に議論をまとめる予定。